

日本福祉大学 2026 年度自治体（遊佐町）推薦入試 受験者募集及び選考・推薦要綱

（目的）

第 1. この要綱は、遊佐町と日本福祉大学が締結した友好協力宣言及びこれらに関する協定に基づき、日本福祉大学が実施する同窓会・提携団体等推薦入学試験【自治体推薦型】の受験を希望する者の募集及び選考・推薦基準等について定めることを目的とする。

（募集学部学科）

第 2. 募集する学部及び学科は、次のとおりとする。

学 部	学 科		募集 定員	評定 平均値
		専攻・専修		
社会福祉学部 *	社会福祉学科	総合政策専修	若干名	3.2
		現代社会専修	若干名	
教育・心理学部	こども学科		若干名	3.0
	学校教育学科		若干名	3.2
	心理学科		若干名	3.2
スポーツ科学部	スポーツ科学科		若干名	3.2
健康科学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	若干名	3.5
		作業療法学専攻	若干名	
工学部	工学科	情報工学専修	若干名	3.2
		建築学専修	若干名	
経済学部	経済学科	経済専修 *2	若干名	3.0
		経営専修 *2	若干名	
国際学部	国際学科		若干名	3.0
看護学部	看護学科		若干名	3.8

※ 同日に実施される本入学試験および本学の他の入学試験との併願は不可

* 社会福祉学部は、東海キャンパスへ移転を計画しています。
2027 年 4 月からは、東海キャンパスへ通学することになる予定ですが、内容に変更が生じる可能性があります。

（応募資格）

第 3. 遊佐町に住所を有する者で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校を令和 8 年 3 月卒業見込の者、または遊佐町外に住所を有する者で遊佐高等学校を令和 8 年 3 月に卒業見込の者で、且つ次の各号に全て該当する者とする。

- ① 明確な目的意識を持ち、真面目で健康であること。
- ② 日本福祉大学の教育活性化に貢献できる資質・能力と意欲を有する者。
- ③ 高等学校における評定平均値が、日本福祉大学で定める値以上であること。
- ④ 自治体推薦入試合格者は、必ず入学するものであること。

(募集期間)

第4. 2026年度自治体推薦入試受験者の募集は、次のとおりとする。

令和7年9月1日から令和7年9月9日までとし、土曜・日曜を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付するものとする。

(受付場所)

第5. 受付の場所は、遊佐町役場企画課企画係とする。

〒999-8301 遊佐町遊佐字舞鶴202 TEL0234-72-4523

(応募手続き)

第6. 応募する者は、次の書類を前第5の受付場所に持参のうえ提出すること（代理提出可）。

- ① 自治体推薦入試受験申込書（町要綱様式第1号） 1部
- ② 出身高等学校調査書（各高等学校所定） 2部
（学校長作成、1部ずつ別々の封筒に入れ、封印のうえ提出のこと、開封無効）
- ③ 自治体推薦入学試験受験生推薦調書（町要綱様式第3号） 1部
（学校長作成、封印のうえ提出のこと、開封無効）
- ④ 志望動機書（大学所定様式）の写し 1部

(推薦者数並びに決定通知と時期)

第7. 遊佐町が、日本福祉大学自治体推薦入試に推薦する者の人数は、日本福祉大学の同窓会・提携団体等推薦入学試験【自治体推薦型】の受入数以内とし、町が別に定める基準により選考のうえ推薦者を決定し、本人及び、保護者等へ通知する。

(2) 自治体推薦決定通知書（別紙大学所定様式）は、令和7年9月16日まで発送する。

(自治体推薦入試の出願手続き)

第8. 前第7の(2)の決定通知を受けた者は、日本福祉大学入学試験要項に従い、自ら出願手続きを行うこと。

(合格者の入学手続き)

第9. 自治体推薦により受験した者が、合格通知を受けたときは、遅滞なく本人が責任を

もって手続きを行うこと。

（選考委員会の設置及び事務の所管）

第10．自治体推薦入試受験希望者からの自治体推薦者を選考決定するため、町に遊佐町推薦入試選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

（2）選考委員会の事務の所管は、企画課とする。

（3）選考委員会の委員は、遊佐町副町長及び遊佐町教育委員5名をもって構成し、委員長は遊佐町副町長がその職に当たるものとする。

（4）選考委員会は、原則として委員の3分の2以上の出席がなければ、選考委員会を開くことができない。

（選考委員会の公開及びその手続き）

第11．選考委員会の選考結果及び内容については、本人より開示請求があった場合のみ町の情報公開に関する条例等の規定によりこれを公開できるものとする。

（2）何人も、選考内容を他に漏らしてはならない。